

愛媛県観光物産協会が造成した「着地型旅行商品」を掲載する旅行商品について、次のとおり助成を行いますのでご利用ください。

1 助成要件

- (1) パンフレット、募集広告チラシ、新聞折込み、新聞広告掲載等を利用し、広く一般配布するもの。
- (2) 愛媛県外を出発地とする旅行商品であること。
- (3) 掲載に際しては、協会が造成した着地型旅行商品名を明確に記載すること。
- (4) 愛媛県のみを旅行先としたパンフレット等に限らず、四国地区若しくは中国・四国地区等を旅行先とした総合パンフレットへの掲載も対象とする。

2 助成金の額

区分	限度額
協会が造成した着地型旅行商品 ※但し、協会が指定する商品に限る。	1 商品当たり30,000円

※一般社団法人愛媛県観光物産協会が実施する他の助成事業との併用可。
※着地型旅行商品については、当協会着地型旅行商品一覧を参照。

3 助成金の申請期間

協会が造成した着地型旅行商品を添乗員付き募集型企画旅行の行程に組み込む場合には、助成の申請期間等を次のとおりとする。

区分	申請期間	旅行商品設定期間
上期	令和7年4月1日から 令和7年7月31日まで	令和7年4月1日から 令和7年9月30日まで
下期	令和7年6月1日から 令和8年1月31日まで	令和7年10月1日から 令和8年3月13日まで

協会が造成した着地型旅行商品を募集型企画旅行（個人型）のパンフレットに掲載する場合には、助成の申請期間等は次のとおりとする。

区分	申請期間	旅行商品設定期間
上期	令和7年4月1日から 令和7年8月31日まで	令和7年10月1日から 令和8年3月31日まで
下期	令和7年10月1日から 令和8年2月28日まで	令和8年4月1日から 令和8年9月30日まで

4 注意事項

助成金は、原則として申請に必要な全ての書類（原本）が到着した時点で受付することとし、受付順に交付決定を行う。予算額に達した後の申請は、キャンセル待ちとし、先に交付決定をしている団体の催行結果により予算に余裕が生じた場合に、繰り上げて交付決定する。（予算に余裕が生じない場合、交付出来ない場合がある。）。

5 事務局（お問合わせ先）

（一社）愛媛県観光物産協会 観光部（担当：〇〇）
〒790-0004 愛媛県松山市大街道3丁目6-1
TEL: 089-961-4500 FAX:089-961-4222
E-mail:

